

## 土佐清水市販路開拓・営業拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則（以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、土佐清水市販路開拓・営業拡大支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市は、市内の事業所等が行う、地産外商を目的とする商談会等への参加、販売ツールの作成、新商品開発に要する経費を補助する。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、他の補助金との併用は不可とする。

(1) 商談会等参加事業

れんけいこうちの事業で商談会等に参加する事業をいう。

(2) 販売ツール作成事業

土佐清水産品の商品化やブランド化、あるいは新たなサービスの提供に必要な販路拡大に資する販売ツールを作成する事業をいう。

(3) 新商品開発事業

土佐清水市内の食材を利用した商品開発事業をいう。

(補助事業者等)

第4条 補助事業者、補助率、補助限度額及び補助対象経費は、別表第1（①消費税及び地方消費税相当分は補助対象外とし、②補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは切捨てとする）に定めるとおりとし、市税等を滞納していない者とする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

(事業の採択等)

第5条 第3条に掲げる事業を実施しようとする者は、事業計画申請書（第1号様式）等を市長に提出するものとする。また、市税等の滞納調査同意書（別紙1）もあわせて提出するものとする。

2 市長は、前項の事業計画申請書等が提出されたときは、土佐清水市販路開拓・営業拡大支援事業審査会（以下審査会という。）を開催し、事業の採択等を決定し、事業採択を通知する。ただし、商談会等参加事業はれんけいこうちの事務局である高知市が厳正な審査を行い採択になった場合のみ審査会を受ける必要はなく、補助金の交付申請ができる。

(補助金の交付の申請)

第6条 前条第2項の規定により採択の決定を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助事業の重要な変更）

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助事業について、第3条各号に掲げる各補助事業に関し、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、事業実施計画変更（中止又は廃止）承認申請書（第3号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業者に関する変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助対象経費の増額
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の著しい変更

2 市長は、前項の変更に対し承認をした場合は、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、実績報告書（第4号様式）を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の実績報告があった場合は、書類審査等を行ったうえで補助金額を確定し、補助金確定通知書（第10号様式）にて速やかに通知を行う。

（概算払請求および請求）

第 11 条 補助事業者は、規則第 14 条のただし書きの規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。また、確定通知後は、補助金請求書（第 6 号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求の内容が適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。  
（状況報告）

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第 9 条の規定に違反したとき又は第 10 条の規定による報告をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。
- (5) 別表第 2 に掲げるいずれかに該当するとき。

（情報の開示）

第 14 条 補助事業又は補助事業者に関して、土佐清水市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関連）

補助事業名	補助事業者	補助率	補助限度額	補助対象経費	
商談会等参加事業	市内に事務所を置き、「れんけいこうち」の事業で商談会等に参加する事業者	2/3 以内	1 事業所当たり 20 万円/年	補助事業に要する次の経費	
				対象経費	対象経費の内容
				報償費	販売補助員等への謝金
				旅費	事業実施に必要な旅費
				需用費	商談会等への参加に必要なサンプル代・加工品原価、PR 資材の印刷製本費、その他事業実施に必要な消耗品費
				役務費	商談会等への参加に必要なサンプル等の送料、保険料、その他事業実施に必要な役務費
				委託料	PR 資材・出展小間等の装飾デザイン料、その他事業実施に必要な業務の委託料
				使用料及び賃借料	商談会等への備品等のレンタル料その他事業実施に必要な使用料及び賃借料
		負担金	他団体と共同で実施する事業に要する経費への分担金、その他事業実施に必要な負担金		
				定 額	1 事業所当たり 5 万円/年
				対象経費	対象経費の内容
				出展料	商談会等への出展小間料
販売ツール作成事業	市内に事務所を置く事業者	1/2 以内	1 事業所当たり 20 万円	販売促進に係るデザイン・販促ツール等に要する経費 (印刷代は対象外)	
新商品開発事業	市内に事務所を置く事業者	1/2 以内	1 事業所当たり 25 万円	土佐清水市内の食材を利用した商品開発にかかる費用	

※ 消費税は補助対象外とする。

※ 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第7条、第8条、第13条関係）

- 1 暴力団（土佐清水市暴力団排除条例（平成22年12月14日条例第31号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。